

ノ各位ノ起立ヲ請フ

(全會一致可決)

議長(倉富)

本日ハ之ニテ閉會ス

聖上入御

(午前十時五十分閉會)

外務大臣ノ外交報告

(本會議終了後)

(田中外務大臣ハ事故ノ爲本日ノ御前會

議ニハ出席ヲ差控ヘタルモ本報告ノ爲

出席セリ)

倉富議長 之ヨリ外務大臣ノ報告アリ

田中外務大臣 永ク日支兩國間ニ交渉ヲ重ネ

來リタル濟南事件ニ付テハ去ル二十四日上

海ニ於テ假調印ヲ了シタルヲ以テ多分明日

芳澤公使南京ニ赴キ本調印ヲ爲ス運ニ至ル

ヘシト考ヘ居レリ此ノ調印濟マハ兩國ニ於

テ委員ヲ指名シ膠濟鐵道沿線ニ配置セル我
カ軍隊モ二月以内ニ撤退ノ運ト爲ルヘシ然
シ何分支那ノ事ナリ殊ニ今日ノ如キ状態ナ
レハ愈調印ヲ見ルマテハ確實ナラス幸明日
豫定ノ如ク調印シ得ハ詳細ノ事ハ近キ機會
ニ於テ各位ニ御報告スヘシ今日ハ取敢ヘス
右經過ノミヲ報告ス

倉富議長 本日ハ之ニテ散會ス

(午前十一時五十分開會)

議長男爵倉富勇三郎

書記官長 二上 六 次

書記官

堀江季雄

武藤盛雄

勅令第

號

高等試験令

第一條 奏任文官ノ任用資格試験外交
官及領事官ノ任用資格試験並ニ裁判
所構成法第五十八條ノ試験ハ高等試
験ト稱シ本令ニ依リ之ヲ行フ但シ特
別ノ規程アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 高等試験ハ毎年一回東京ニ於
テ之ヲ行フ其ノ期日及場所ハ豫メ官
報ヲ以テ之ヲ公告ス

本試験各科ノ試験ハ各別ノ期日ニ之
ヲ行フ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ
高等試験ヲ受クルコトヲ得ズ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
二 破産者ニシテ復権ヲ得ザル者

第四條 高等試験ヲ分テテ豫備試験及
本試験トス

豫備試験ニ合格シタル者ニ非ザレバ
本試験ヲ受クルコトヲ得ズ

第五條 豫備試験ハ受験者が本試験ヲ

受クルニ相當ナル學識ヲ有スルヤ否
ヤヲ考試スルヲ以テ目的トス

第六條 豫備試験ハ論文及外國語ニ付
之ヲ行フ

外國語試験ハ英語佛語及獨語ノ中ニ
就キ受験者ヲシテ豫メ一種ヲ選擇セ
シメ之ヲ行フ但シ受験者ノ願ニ依リ

他ノ外國語ヲ以テ之ニ代フルコトア
ルベシ

第七條 豫備試験ヲ受ケントスル者ハ
中學校ヲ卒業シタル者、文部大臣ニ於
テ普通教育ニ關シ之ト同等以上ノ學
カヲ有スト定メタル者及高等試験委
員ニ於テ普通教育ニ關シ中學校ト同

等以上ト認ムル外國ノ學校ヲ卒業シ
タル者ヲ除クノ外文部大臣ノ定ムル
所ニ依リ國語及漢文、歴史、地理、數學並
ニ物理及化學ニ付中學校卒業程度ニ
於テ行フ試験ニ合格シタル者ナルコ
トヲ要ス

第八條 高等學校高等科ヲ卒リ若ハ大

學豫科ヲ修了シタル者又ハ文部大臣
ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學
カヲ有スト認ムル者ハ豫備試験ヲ免
ズ
豫備試験ニ合格シタル者ハ爾後豫備
試験ヲ免ズ

第九條 本試験ハ受験者が必要ナル學

識及其ノ應用能力ヲ有スルヤ否ヤヲ
考試スルヲ以テ目的トス

第十條 本試験ヲ分チテ行政科外交科
及司法科ノ三科トス

受験者ハ二科以上ノ試験ヲ併セ受ク
ルコトヲ得

第十一條 本試験ハ筆記及口述トス筆

記試験ニ合格シタル者ニ非ザレバ口
述試験ヲ受クルコトヲ得ズ

第十二條 民法商法刑法民事訴訟法刑
事訴訟法破産法其ノ他高等試験委員
ニ於テ必要ト認ムル科目ノ筆記試験
及口述試験ハ受験者ニ法文ヲ示シテ
之ヲ行フ

第十三條 行政科試験ノ筆記試験ハ左
ノ必須科目及選擇科目ニ付之ヲ行フ
必須科目

- 一 憲法
- 二 行政法
- 三 民法
- 四 經濟學

選擇科目

- 一 哲學概論
- 二 倫理學
- 三 論理學
- 四 心理學
- 五 社會學
- 六 政治學

七 國史

八 政治史

九 經濟史

十 國文及漢文

十一 商法

十二 刑法

十三 國際公法

十四 民事訴訟法

十五 刑事訴訟法

十六 財政學

十七 農業政策

十八 商業政策

十九 工業政策

二十 社會政策

選擇科目ハ受験者ヲシテ豫メ三科目ヲ選擇セシム

行政科試験ノ口述試験ハ行政法及受験者ノ受験シタル筆記試験ノ科目中其ノ志望ニ係ル其ノ他ノ二科目ニ付之ヲ行フ

第十四條 外交科試験ノ筆記試験ハ左

ノ必須科目及選擇科目ニ付之ヲ行フ
必須科目

一 憲法

二 國際公法

三 經濟學

四 外國語

外國語ハ英語佛語獨語支那語及

露語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ豫
メ其ノ一種ヲ選擇セシム
受験者ノ願ニ依リ其ノ選擇シタ
ル外國語ノ外他ノ外國語ヲ併セ
試験スルコトアルベシ

選擇科目

一 哲學概論

二 倫理學

三 論理學

四 心理學

五 社會學

六 政治學

七 國史

八 政治史

九 經濟史

十 外交史

十一 國文及漢文

十二 民法

十三 商法

十四 刑法

十五 行政法

十六 國際私法

十七 財政學

十八 商業政策

十九 商業學

選擇科目ハ受験者ヲシテ豫メ三科

目ヲ選擇セシム

外交科試験ノ口述試験ハ外國語筆記

試験ニ於テ受験シタルモノ(國際公法
及受験者ノ受験シタル筆記試験ノ科
目中其ノ志望ニ係ル其ノ他ノ二科目
ニ付之ヲ行フ

第十五條 司法科試験ノ筆記試験ハ左
ノ必須科目及選擇科目ニ付之ヲ行フ
必須科目

一 憲法

二 民法

三 商法

四 刑法

五 民事訴訟法又ハ刑事訴訟法

(受験者ヲシテ豫メ一種ヲ選
擇セシム)

選擇科目

- 一 哲學概論
- 二 倫理學
- 三 論理學
- 四 心理學
- 五 社會學
- 六 國史

七 國文及漢文

八 行政法

九 破産法

十 國際公法

十一 民事訴訟法又ハ刑事訴訟

法(必須科目ニ於テ受験者

ノ選擇セザリシモノ)

十二 國際私法

十三 經濟學

十四 社會政策

十五 刑事政策

選擇科目ハ受験者ヲシテ豫メ二科

目ヲ選擇セシム

司法科試験ノ口述試験ハ受験者ノ受

裁三

驗シタル筆記試験ノ科目中其ノ志望

ニ係ル三科目ニ付之ヲ行フ但シ其ノ

中一科目ハ民法又ハ刑法ナルコトヲ

要ス

第十六條 前三條ニ掲ゲル選擇科目中

心理學社會學政治史經濟史其ノ他必

要ト認ムル科目ニ付テハ閣令ヲ以テ

其ノ範圍ヲ定ムルコトヲ得

第十七條 一ノ科ノ筆記試験ニ合格シタル者ニ付テハ受験者ノ願ニ依リ翌年ニ限り其ノ科ノ筆記試験ヲ免ズ

第十八條 一ノ科ノ本試験ニ合格シタル者ニシテ他ノ科ノ本試験ヲ受ケントスル者ニ付テハ受験者ノ願ニ依リ

其ノ既ニ受験シタル科目ノ試験ヲ免ズ但シ行政科本試験ヲ受ケントスル者ニ在リテハ行政法外交科本試験ヲ受ケントスル者ニ在リテハ國際公法司法科本試験ヲ受ケントスル者ニ在リテハ民法又ハ刑法受験者ヲシテ其一ヲ志望セシム一ノ試験ハ之ヲ免ゼ

ズ

第十九條 高等試験ノ合格者ヲ定ムル
方法ハ高等試験委員ノ議定スル所ニ
依ル

第二十條 高等試験ノ合格者ニハ合格
證書ヲ付與ス

第二十一條 不正ノ方法ニ依リ高等試

験ヲ受ケントシタル者又ハ高等試験
ニ關スル規程ニ違反シタル者ニ對シ
テハ其ノ試験ヲ停止シ其ノ合格ヲ無
効トス

前項ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ
三年以内ニ於テ期間ヲ定メ高等試験
ヲ受ケシメザルコトヲ得

第二十二條 高等試験ヲ受ケントスル者ハ手數料トシテ本試験ノ一科ニ付十五圓ヲ納ムベシ

第二十三條 高等試験ニ關スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行

裁示

ス

從前ノ規定ニ依リ一ノ科ノ筆記試験ニ合格シタル者ニ對シ第十七條ノ規定ヲ適用シテ其ノ科ノ口述試験ヲ行フ場合ニ於テ其ノ筆記試験ニ於テ受験シタル科目中商業史アルトキハ之ヲ本令ニ依ル筆記試験ノ科目ト看做ス

文官高等試験ニ合格シタル者ハ之ヲ本
令ニ依リ行政科試験ニ合格シタルモノ
ト看做ス

勅令第 號

大正十二年勅令第百九十六號中左ノ通
改正ス

第一項中「第十五條第十八條乃至第二十
二條」ヲ「第十五條乃至第十七條及第十九
條乃至第二十三條」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行
ス

高等試験令第十七條ノ規定ヲ準用スル
改正規定ハ昭和三年ニ行ヒタル大正十
二年法律第五十二號ニ依ル試験ノ筆記
試験ニ合格シタル者ヨリ之ヲ適用ス

勅令第 號

大正十二年勅令第百九十七號中左ノ通
改正ス

第二項中第十七條ヲ第十八條ニ改ム

附 則

本令ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行
ス

勅令第 號

高等試験委員及普通試験委員官制中左
ノ通改正ス

第七條 臨時委員ハ各官廳高等官及學
識アル者ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏
請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

高等官ニ非ズシテ臨時委員ヲ命ゼラ

レタル者ハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇
トシ其ノ服務ニ關シテハ官吏服務規
律ヲ準用ス

臨時委員ハ各部ニ分屬シ試験ノ事ヲ
掌ル

第七條ノ二 高等試験ニ顧問ヲ置ク

顧問ハ各官廳高等官ノ中ヨリ内閣總

委二、

理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ
命ズ

顧問ハ委員長ノ諮問ニ應ジ教官技術
官其ノ他特別ノ學術技藝ヲ要スル高
等文官任用ノ銓衡ニ付意見ヲ述ブ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス